

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 14 | 市営住宅等の管理に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、市営住宅等の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 市営住宅等の管理に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>・公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)及び住宅地区改良法(昭和35年5月17日法律第84号)に基づき市営住宅等の建設及び管理を行い、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する。</p> <p>・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年5月21日法律第52号)に基づき住宅の建設及び管理を行い、中堅所得者等に対して良質な住宅の賃貸を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務に使用する。 ①入居資格確認 ②収入申告の所得情報確認 ③家賃の決定 ④家賃の減免 ⑤家賃の徴収猶予 ⑥同居承認 ⑦入居継続承認</p> |
| ③システムの名称 | 公営住宅管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 公営住宅管理ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項及び別表の27、52、93の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第18条、第26条、第46条の3</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報提供の根拠】 なし(市営住宅等の管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53、76、124の項</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 建設部 建築住宅課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011 |

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

八戸市 建設部 建築住宅課 住宅グループ
〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
0178-43-2111 内線4558

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

適用した理由の記入欄

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | |
|--|---|
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 十分でない |
| <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 8. 人手を介在させる作業 | |
| [<input type="checkbox"/>] 人手を介在させる作業はない | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 十分でない |
| <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 判断の根拠 | ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で、記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 ・特定個人情報を含む書類書類等は施錠できる書棚に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。 |
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 十分に行っていない |
| <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | |
| [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] |
| <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 十分でない |
| <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 判断の根拠 | ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|--------------------------------|
| 平成31年4月1日 | 5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名 | 松田 幸雄 | 課長 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 平成31年4月1日 | IVリスク対策 | — | 追加 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和3年9月1日 | I 4. ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 (省略) 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号及び別表第二の31、54の項 (以下省略) | 【情報提供の根拠】 (省略) 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号及び別表第二の31、54の項 (以下省略) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和7年4月10日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ・公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)及び住宅地区改良法(昭和35年5月17日法律第84号)に基づき市営住宅等の建設及び管理を行い、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する。 ・(新規) (以下省略) | ・公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)及び住宅地区改良法(昭和35年5月17日法律第84号)に基づき市営住宅等の建設及び管理を行い、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する。 ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年5月21日法律第52号)に基づき住宅の建設及び管理を行い、中堅所得者等に対して良質な住宅の賃貸を行う。 (以下省略) | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和7年4月10日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 個人番号の利用、法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項及び別表第一の19、35の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第18条、第26条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項及び別表の27、52、93の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第18条、第26条、第46条の3 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和7年4月10日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 (省略) 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号及び別表第二の31、54の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第22条、第28条 | 【情報提供の根拠】 (省略) 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53、76、124の項 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和7年4月10日 | IIしきい値判定項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成27年11月1日 時点 | 令和7年4月1日 時点 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和7年4月10日 | IIしきい値判定項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成27年11月1日 時点 | 令和7年4月1日 時点 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和7年4月10日 | IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 | [] 提供・移転しない (不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か) 十分である | [○] 提供・移転しない (不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か) 空欄 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和7年4月10日 | IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [] 接続しない(提供) (不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か) 十分である | [○] 接続しない(提供) (不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か) 空欄 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない |
| 令和7年4月10日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 | (新規) | (人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠) ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で、記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 ・特定個人情報を含む書類書類等は施設できる書棚に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------------------------|--------|--|------|--------------------------------|
| 令和7年4月10日 | IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | (新規) | (最も優先度が高いと考えられる対策) 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (当該対策は十分か【再掲】) 十分である (判断の根拠) ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。 | 事後 | その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない |